

○厚生労働省令第八十八号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条及び附則第七条第一項の規定に基づき、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年五月二十五日

厚生労働大臣 後藤 茂之

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令

（予防接種法施行規則の一部改正）

第一条 予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	<p>附則</p> <p>第十七条 法附則第七条第一項に規定する厚生労働省令で定めるワ クチンは、コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SAR S-CoV-2) <u>、</u> コロナウイルス(SARS-CoV-2)ワ クチン(遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター) <u>及び</u> <u>組換え</u> コロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチンとする。</p>
改正前	<p>附則</p> <p>第十七条 法附則第七条第一項に規定する厚生労働省令で定めるワ クチンは、コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SAR S-CoV-2) <u>及び</u> コロナウイルス(SARS-CoV-2) ワクチン(遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター) <u>とする。</u></p>

様式第三を次のように改める。



様式第三（附則第十八条の二関係）

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書
Vaccination Certificate of COVID-19

姓(旧姓)(別姓) 名(別名)

[Surname(Former surname)(Alternative surname) Given name(Alternative given name)]

生年月日 [Date of Birth](YYYY-MM-DD)

国籍・地域 [Nationality/Region]

旅券番号[Passport Number]

接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD)	ワクチンの種類 [Vaccine Type]	メーカー [Manufacturer]	製品名 [Product Name]	製造番号 [Lot Number]	接種国 [Country of Vaccination]

証明書発行者 [Certificate Issuance Authority]

日本国厚生労働大臣

[Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]

証明書ID [Certificate Identifier]

証明書発行年月日 [Issue Date] (YYYY-MM-DD)

備考 不要の文字は抹消して用いること

(予防接種実施規則の一部改正)

第二条 予防接種実施規則(昭和三十三年厚生省令第二十七号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種)</p> <p>第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種(次項及び次条において「初回接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>一 〇・五ミリリットルとする。</p> <p>二 前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種(次条第一項に規定する第一期追加接種及び附則第九条第一項に規定する第二期追加接種を除く。)を受けた後に重篤な副作用を呈した場合その他前項各号に掲げる方法以外の方法で接種を行う必要がある場合には、同項各号に掲げる方法に準ずる方法であつて、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法により初回接種を行うことができる。</p> <p>五 組織えコロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチンを二十日以上の間隔において二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法</p> <p>第八条 新型コロナウイルス感染症の予防接種の第一期追加接種(次項及び次条において「第一期追加接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>一 一・八ミリリットルの生理食塩液で希釈した前条第一項第一号に掲げるワクチンを初回接種の終了後五月以上の間隔において一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法</p> <p>二 前条第一項第二号に掲げるワクチンを初回接種の終了後五月</p>	<p>附則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種)</p> <p>第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種(次項及び次条において「初回接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>一 〇・五ミリリットルとする。</p> <p>二 前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種(次条第一項に規定する追加接種を除く。)を受けた後に重篤な副作用を呈した場合その他前項各号に掲げる方法以外の方法で接種を行う必要がある場合には、同項各号に掲げる方法に準ずる方法であつて、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法により初回接種を行うことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第八条 新型コロナウイルス感染症の予防接種の追加接種は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>一 一・八ミリリットルの生理食塩液で希釈した前条第一項第一号に掲げるワクチンを初回接種の終了後六月以上の間隔において一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法</p> <p>二 前条第一項第二号に掲げるワクチンを初回接種の終了後六月</p>

以上の間隔において一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二五ミリリットルとする方法

三 前条第一項第五号に掲げるワクチンを初回接種の終了後六月以上の間隔において一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

2 第一期追加接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であつて、前条第一項各号の注射に相当するものについては、当該注射を初回接種とみなす。

(新型コロナウイルス感染症の予防接種の第二期追加接種)

第九条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第二期追加接種(次項において「第二期追加接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一 一・八ミリリットルの生理食塩液で希釈した附則第七条第一項第一号に掲げるワクチンを第一期追加接種の終了後五月以上の間隔において一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法

二 附則第七条第一項第二号に掲げるワクチンを第一期追加接種の終了後五月以上の間隔において一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二五ミリリットルとする方法

2 第二期追加接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であつて、前条第一項各号の注射に相当するものについては、当該注射を第一期追加接種とみなす。

以上の間隔において一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二五ミリリットルとする方法

(新設)

2 前項の追加接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であつて、前条に規定する注射に相当するものについては、当該注射を初回接種とみなす。

(新設)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(様式に係る経過措置)

2 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の予防接種法施行規則様式第三により使用されている書類は、同条の規定による改正後の同令様式第三によるものとみなす。